

新市街地(みなくるタウン)

第1期整備地区まちづくり協議会規約

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区まちづくり協議会 規約

（名称）

第1条 この会の名称は、新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区において、本地区にふさわしいまちづくりを行うため、土地所有者等が協力して、土地区画整理準備組合及び本組合設立に向けた準備を行うことを目的とする。

（対象区域）

第3条 協議会は、別図「対象区域図」の範囲を検討対象区域とする。

（構成）

第4条 協議会は、次に掲げる会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 検討対象区域内に所在する土地の所有者
- (2) その他協議会が特に必要と認める者で総会において承認された者

（活動内容）

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 地権者参加による土地利用計画案の策定と実現化に向けたまちづくり活動の企画及び実施
- (2) 新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区にふさわしいまちづくりに向けた各種活動の企画及び実施
- (3) まちづくりの推進に関する広報及び啓発活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（役員等）

第6条 協議会には7名以上の役員を置き、役員会を構成する。

（役員を選出）

第7条 役員は、総会において会員の互選により選任する。

2 協議会には会長1名、副会長2名及び事務局長1名を置くものとする。

3 会長、副会長及び事務局長は、役員の互選により選任する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の活動に係る事務を総括する。
- (4) 役員は、役員会を組織し、協議会開催のための素案等を検討する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、土地区画整理準備組合設立までとする。

(会議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が召集する。
- 3 総会は、会員の過半数が出席することによって成立する。
- 4 総会の議長は、副会長の中から会長が選出する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会は、必要に応じ、総会への町職員、有識者等のアドバイザー及び協議する案件の当事者の出席を求めることができる。
- 7 やむを得ない事情により総会が開催できない場合には、書面議決書をもって総会開催に代えることができる。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 活動方針に関する事
- (2) 活動報告
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) 検討対象区域の変更
- (5) 役員を選任
- (6) 協議会の解散
- (7) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営等に関する重要な案件

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 第11条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(事務局)

第14条 協議会には、事務局を置く。

- 2 久御山町は協議会事務局を支援する。

(会長への委任)

第15条 この規約に定めのない事項については、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

別図 対象区域図

